

学校教育法施行規則第150条

○学校教育法施行規則第150条

学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
・該当者例：私費外国人留学生、大韓民国の高等学校卒業学力検定考試等
- 2 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
・該当者例：早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校、スイス公文学園等
- 3 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
・該当者例：国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア資格等
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
・該当者例：飛び入学者
- 7 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

◆入学資格審査

学校教育法施行規則第150条に規定する者のうち、個別の入学資格審査を必要とする者については、受験を希望する試験の出願受付開始日の1ヶ月前までに、必ず入試広報グループへ連絡すること。

注) 高等学校卒業（見込）者や高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者・大学入学資格検定の合格者は、個別の入学資格審査は必要ない。